第２次大府市 2021►2030
建築物耐震改修促進計画

令和３年３月

大　府　市

はじめに

平成７年に発生した阪神淡路大震災や平成２３年に発生した東日本大震災は、想定をはるかに超えた巨大な地震や津波の発生により未曾有の被害をもたらしました。また、本市を含む愛知県は、南海トラフを震源とする大規模地震の発生が危惧されることから、速やかな地震防災対策の推進が望まれ、地震による死者や経済被害を減らす対策として住宅を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要となります。

本市の耐震事業としては、平成２０年３月に策定された「大府市建築物耐震改修促進計画」により無料耐震診断や耐震改修費への補助など耐震対策事業を行うことにより、当初の耐震化率約７５％から令和２年の調査では約９０％と増加しております。

この度、大府市総合計画、大府市地域強靭化計画及び大府市住生活基本計画を策定し、併せて、大地震を始めとする自然災害に対する住宅・建築物の耐震化や減災化をより一層促進していくための指針として新たな「第２次大府市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

今回の計画では、第６次大府市総合計画に掲げた「安心安全に暮らせるまち」を推進するために、また、第２次大府市住生活基本計画の基本理念である「誰もが住みたくなる、住み続けたくなる住まいとまち」を目指し、耐震化・減災化対策について、国、県や市のほか、地域、民間団体や市民とも連携しながら推進してまいります。

令和３年３月

大府市長　岡村　秀人

目次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の背景 1
　２　計画の位置付け 2
　３　大府市における地震被害の想定 3
　４　住宅・建築物の耐震化の現況 5
第２章　計画の基本的事項 10
　１　対象区域 10
　２　計画期間 10
　３　対象建築物 10
第３章　計画の方針 19
　１　計画の方針 19
　２　計画の目標 20
第４章　耐震化及び減災化の促進を図るための取組 23
　１　耐震化及び減災化に向けた役割 23
　２　住宅の耐震化の促進 24
　３　建築物の耐震化の促進 26
　４　減災化の促進 27
　５　耐震化・減災化に向けた環境整備 29
　６　特定既存耐震不適格建築物の指導等 32
第５章　その他関連する施策等 37
　１　市有建築物の耐震化 37
　２　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化 38
　３　耐震改修の認定体制の整備 38
　４　ブロック塀の安全対策 38
　５　建築物の敷地の安全対策 39
　６　自治区が管理する集会施設の耐震化 39
第６章　計画達成に向けて 40
　１　取組・施策等の進捗状況のフォローアップ 40
　２　計画の見直し 40
参　考　耐震化の進捗状況 41

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月発生）では 6,434 人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。倒壊した住宅等から出火・延焼し、さらに多くの住宅・建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した住宅や建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ、一層の被害の増大をもたらしました。

これを受けて同年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）は、平成 17 年 11 月に改正され、各公共団体において「建築物耐震改修促進計画」が策定されました。本市においても、平成 20 年 3 月に「大府市建築物耐震改修促進計画」を策定して具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定め、平成 23 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 30 年度に計画の見直しを行いながら、耐震化を進めてきました。

しかしながら、その間にも、新潟県中越地震（平成 16 年 10 月発生）、福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月発生）、能登半島地震（平成 19 年 3 月発生）、新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月発生）、東日本大震災（平成 23 年 3 月発生）、熊本地震（平成 28 年 4 月発生）、大阪府北部の地震（平成 30 年 6 月発生）、北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月発生）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

愛知県は、東海・東南海・南海の 3 連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた 5 連動地震の逼迫性が指摘されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。本市も、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」や「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域となっています。

このように大規模地震の発生が危惧されるなか、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

本市においても、「大府市建築物耐震改修促進計画」に基づき、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定め、耐震化を進めてきていますが、現状の課題を踏まえてさらなる耐震化に向けた取組を進めていく必要があります。

以上のことから、平成 27 年度に策定し、一部改訂を行いながら進めてきた計画内容について、改めて耐震化の確認を行うとともに、さらなる耐震化の取組を進める新たな指針となる「第 2 次大府市建築物耐震改修促進計画」を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「第６次大府市総合計画」、「第４次大府市都市計画マスタープラン」、「大府市地域防災計画」、「大府市地域強靭化計画」、「第２次大府市住生活基本計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図１　第２次大府市建築物耐震改修促進計画の位置付け

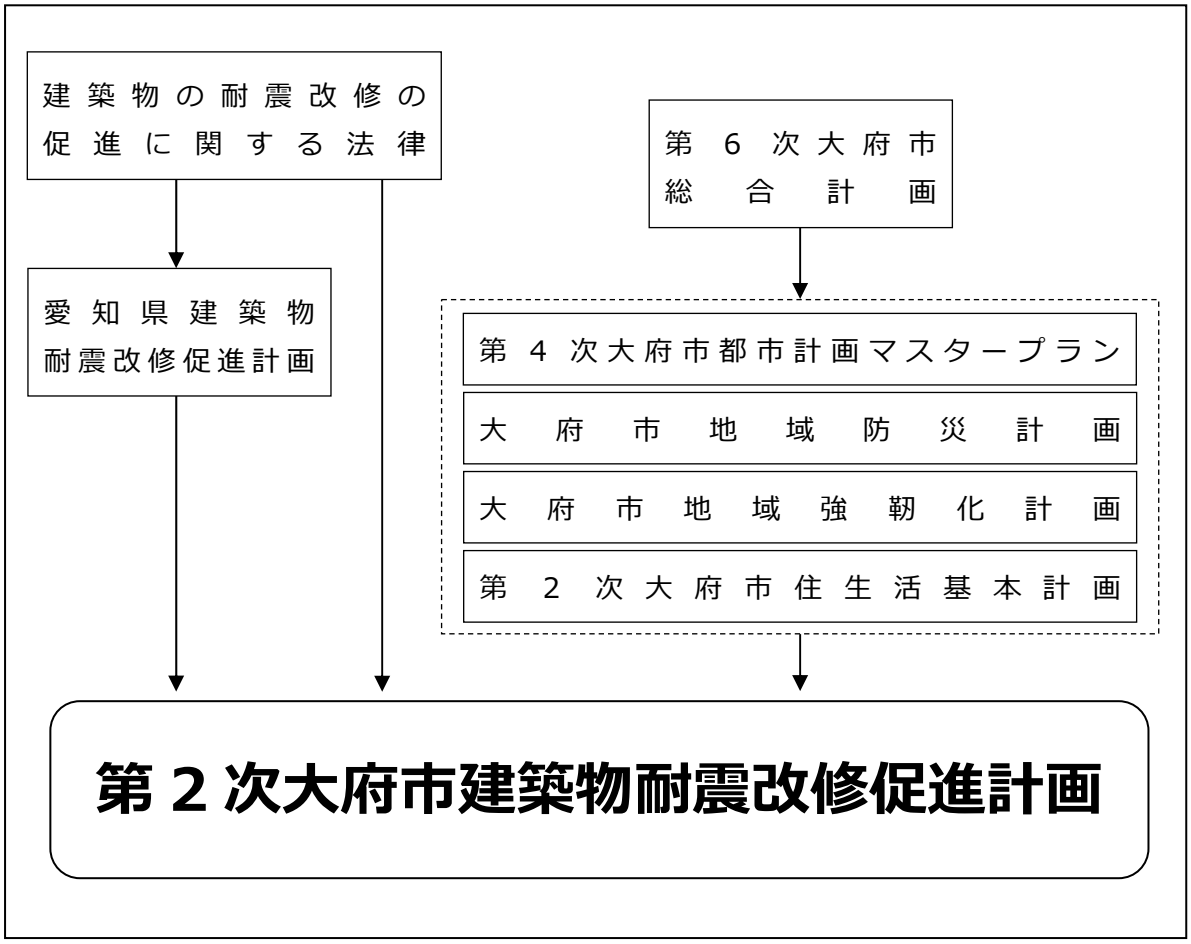

3　大府市における地震被害の想定

（1）想定される地震の規模及び被害の状況

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受けて、平成 24 年 8 月の中央防災会議において南海トラフに沿った複数のプレートが連動して発生する南海トラフ地震の被害想定が発表されました。

それに伴い、平成 26 年 5 月の愛知県防災会議では、東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、愛知県域に与える影響、発生確率や被害規模から対策を講ずべき対象地震として南海トラフ地震を想定した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を公表しています。

その被害想定によると、地震の規模はマグニチュード 9 クラスと想定されています。震度については、「理論上最大想定モデル（陸側ケース）」の場合、北部を除き全県的に震度 6 以上、震源に近い沿岸部を中心として震度 7 も想定されています。

本市においては、市域の大半が震度 6 強、南東部の一部では震度 7 の揺れになることが想定されています。

図 2　理論上最大想定モデルの震度分布

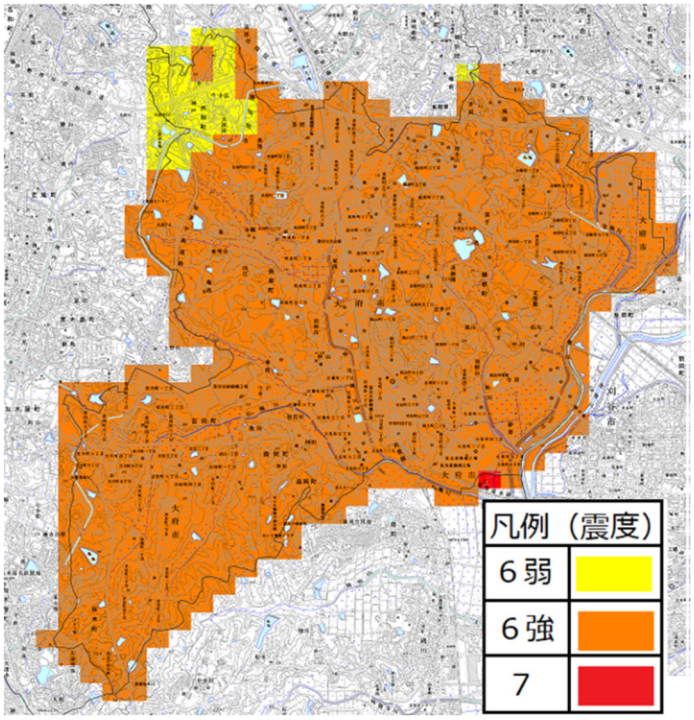

出典：大府市地域強靭化計画

理論上最大想定モデルにおける本市での被害想定は、建物倒壊による死者が約 200 人、火災による死者が約 10 人、揺れ・液状化・火災による建物被害は合わせて約 3,600 棟と想定されています。

表１　人的被害

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊	約 40 人	約 200 人
火災	わずか	約 10 人

表２　揺れと液状化による建物被害の想定

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れ	約 900 棟	約 2,800 棟
液状化	わずか	わずか
火災	約 300 棟	約 800 棟

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果　愛知県防災会議地震部会
（平成 26 年 5 月）

（２）想定される液状化の状況

本市では、平成 25 年度に液状化調査を実施しました。液状化の可能性が高いエリアは全体の約 18%、やや高いエリアは約 10%、低いエリアは約 16%、極めて低いエリアは約 56%とされています。

図３　液状化危険度分布

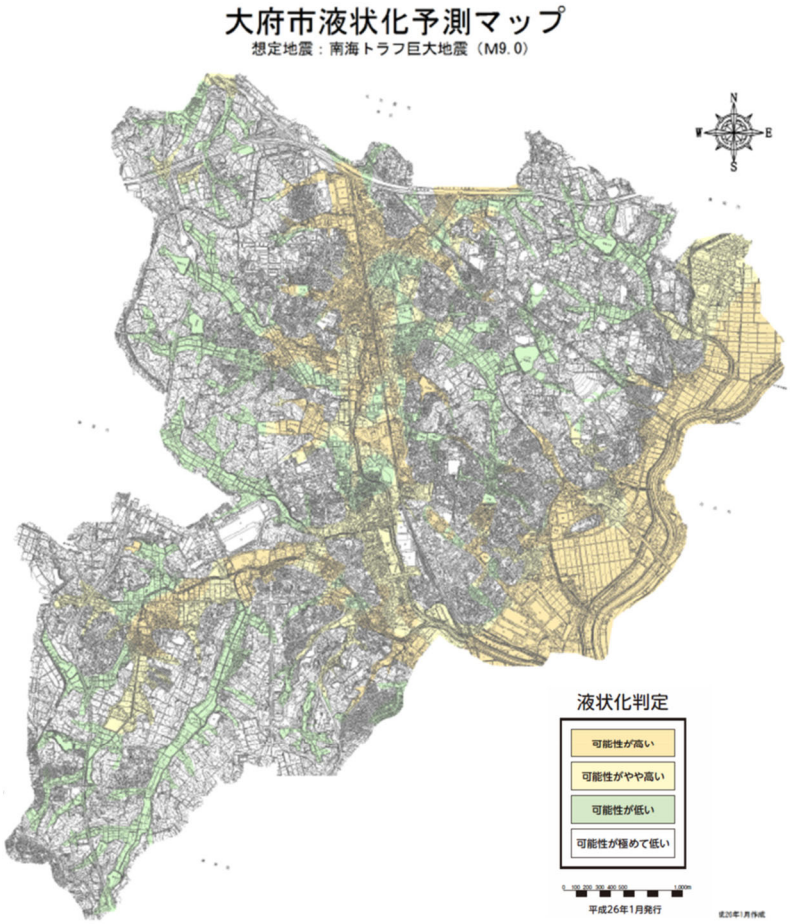

出典：大府市液状化調査委託報告書（平成 26 年 1 月）

4　住宅・建築物の耐震化の現況

（1）住宅の耐震化の状況

令和 2 年度における、住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅 34,230 戸[※1] のうち、31,430 戸が耐震性あり、2,800 戸が耐震性なしと判断され、耐震化率は約 92%です。

【用語の定義】
新耐震住宅－昭和 56 年 6 月の建築基準法及び建築基準法施行令の改正以降に建築された住宅
旧耐震住宅－昭和 56 年 6 月の建築基準法及び建築基準法施行令の改正以前に建築された住宅
耐震性あり－平成 19 年以降に建替え済、耐震改修済み、耐震性が確認された建築物

表３　耐震性のある住宅の割合　（単位：戸）

分類	新耐震住宅（耐震性あり）①	旧耐震住宅	旧耐震住宅 耐震性あり ②		耐震性のある住宅 ①＋②	
	住宅戸数	住宅戸数	住宅戸数[※2]	耐震化率	住宅戸数	耐震化率
木　造	13,070	5,840	3,160	54.1%	16,230	85.8%
非木造	11,900	3,420	3,300	96.5%	15,200	99.2%
計	24,970	9,260	6,460	69.8%	31,430	91.8%
	34,230					

令和２年度時点

※1　住宅数の集計について
上記住宅数は、令和 2 年 1 月現在の課税台帳のデータを基本に集計した。課税台帳は、課税の対象となる個々の建築物について計上されているため、用途や地番等から集計を行い、可能な限り戸単位に変換して以下のように集計した。
・用途が、土蔵、物置等付属屋は集計から除く。
・戸建て住宅等で 1 敷地にいくつかの課税対象建築物がある場合、年次は建築年次が最古のものとした。
・賃貸共同住宅については、国勢調査の建て方別世帯数をもとに、1 世帯あたりの住戸面積を算出し、逆算して住戸数を算出した。

※2　旧耐震住宅の住宅戸数の算出について
旧耐震住宅のうち耐震性がある住宅戸数は、本市の耐震改修補助実績、施策なしで耐震改修された住宅の推計値のほか、次の木造住宅、非木造住宅の耐震性率を用いて算出した。
・木造住宅：本市の耐震診断実績より 13.4%を採用。
・非木造住宅：国の推計値 76.0%を採用。

（２）建築物の耐震化の状況

ア　耐震診断義務付け対象建築物

（ア）要緊急安全確認大規模建築物

本市では、該当する建物の全てで耐震診断は実施済であり、耐震改修が済んでいるものや耐震改修工事中のものもあり、対策が進んでいます。

（当該要件は、『第２章　計画の基本的事項』の P11 に示します。）

表４　要緊急安全確認大規模建築物一覧

該当施設	耐震化の状況
大府市立共和西小学校	建物に耐震性あり
住友重機械工業株式会社名古屋製造所精機工場	建物に耐震性あり
株式会社豊田自動織機 長草工場 301 工場	耐震改修実施済み
株式会社豊田自動織機 長草工場 302 工場	耐震改修工事中
株式会社豊田自動織機 長草工場 プレス工場	耐震改修工事中

令和２年６月時点

（イ）要安全確認計画記載建築物

a. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物

該当建築物としては、公民館や小・中・高等学校の体育館等の本市の指定避難所が挙げられますが、該当する建物の全てで耐震診断は実施済であり、耐震改修も済んでいます。

b. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

本市における愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第１次緊急輸送道路に位置付けられている道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物はありません。

（当該要件は、『第２章　計画の基本的事項』の P12 に示します。）

イ　特定既存耐震不適格建築物

（ア）多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

令和 2 年度における、多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物）の耐震化の現状（新耐震建築物を含む）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び旧耐震建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が 96.5%であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は 10 棟となっています。

（当該要件は、『第２章　計画の基本的事項』の P14 に示します。）

表５　耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分類	公共建築物		民間建築物	合計
		うち市有建築物		
b 新耐震建築物	32	9	122	154
旧耐震建築物	35	25	95	130
c 耐震性あり	34	24	65	99
d 耐震性なし	0	0	10	10
e 滅失	1	1	13	14
f 建替え	0	0	3	3
g 対象外	0	0	4	4
a 合計	67	34	217	284
耐震化率 ((b+c+e+f+g)/a)	100%	100%	95.4%	96.5%

令和２年度時点

表６　多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

分類			平成18年8月時点			平成23年3月時点			平成27年3月時点			令和3年2月時点		
			公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体
①災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物（庁舎、警察署、消防署、保健所等）		100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%
			2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2	2/2	0/0	2/2
	地域防災計画有り	救護建築物（災害拠点病院、救急病院、救急診療所）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
		避難所指定の建築物（学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等）	21.4%	-	21.4%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%
			3/14	0/0	3/14	14/14	0/0	14/14	14/14	0/0	14/14	14/14	0/0	14/14
	地域防災計画無し	災害時要援護者のための建築物（老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等）	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%
			0/0	3/3	3/3	0/0	3/3	3/3	0/0	3/3	3/3	0/0	3/3	3/3
		避難所指定のない教育建築物（学校、幼稚園、保育所）	61.9%	66.7%	63.0%	66.7%	100%	74.1%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
			13/21	4/6	17/27	14/21	6/6	20/27	21/21	6/6	27/27	21/21	6/6	27/27
		救護建築物（救急病院、救急診療所）	100%	71.4%	75.0%	100%	71.4%	75.0%	100%	71.4%	75.0%	100%	100%	100%
			1/1	5/7	6/8	1/1	5/7	6/8	1/1	5/7	6/8	1/1	7/7	8/8
②①以外の公共施設	公共建築物（博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等）		100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%
			4/4	0/0	4/4	4/4	0/0	4/4	4/4	0/0	4/4	4/4	0/0	4/4
	上記以外の公共建築物（公営住宅を除く。）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	公営住宅		96.0%	-	96.0%	100%	-	100%	100%	-	100%	100%	-	100%
			24/25	0/0	24/25	25/25	0/0	25/25	25/25	0/0	25/25	25/25	0/0	25/25
③①以外の民間施設	民間建築物（劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等）		-	59.3%	59.3%	-	81.3%	81.3%	-	90.2%	90.2%	-	91.9%	91.9%
			0/0	73/123	73/123	0/0	100/123	100/123	0/0	111/123	111/123	0/0	113/123	113/123
	賃貸共同住宅		-	51.3%	51.3%	-	74.4%	74.4%	-	96.2%	96.2%	-	100%	100%
			0/0	40/78	40/78	0/0	58/78	58/78	0/0	75/78	75/78	0/0	78/78	78/78
合計			70.1%	57.6%	60.6%	89.6%	79.3%	81.7%	100%	92.2%	94.0%	100%	95.4%	96.5%
			47/67	125/217	172/284	60/67	172/217	232/284	67/67	200/217	267/284	67/67	207/217	274/284

（イ）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

令和 2 年度における、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する用途の建築物）のうち、昭和 56 年以前の旧耐震建築物は、28 棟あります。

（当該要件は、『第２章　計画の基本的事項』の P15 に示します。）

表７　耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する用途の建築物数　（単位：棟）

分類	対象建築物			
		新耐震建築物	旧耐震建築物	
			耐震性あり	耐震性なし
危険物貯蔵・処理施設	58	30	3	25

令和２年度時点

（ウ）地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

令和 2 年度における、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物）の状況は、表８のとおりです。

（当該要件は、『第２章　計画の基本的事項』の P16,17 に示します。）

表８　耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する用途の建築物数　（単位：棟）

分類	対象建築物		
		新耐震建築物	旧耐震建築物
第１次・２次緊急輸送道路沿道(県指定)	49	39	10

令和２年度時点

また、平成 30 年度一部改訂の大府市建築物耐震改修促進計画に記載された地震発生時に通行を確保すべき道路としては、市指定の緊急輸送道路、予備緊急輸送道路があり、これらの沿道にある建築物の状況は、表９のとおりです。

表９　市指定の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物数　（単位：棟）

分類	対象建築物		
		新耐震建築物	旧耐震建築物
市指定緊急輸送道路、予備緊急輸送道路沿道	353	248	105

令和２年度時点

第２章　計画の基本的事項

1　対象区域

本計画の対象区域は、市全域とします。

2　計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。ただし、令和 7 年度（2025 年度）に耐震化率を求め、取組の進捗状況及び社会・経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3　対象建築物

本計画の対象建築物は、住宅、耐震診断義務付け対象建築物及び特定既存耐震不適格建築物とします。

表 10　対象建築物

区　分	内　容		備　考
住　宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅		
ア 耐震診断義務付け対象建築物	(ア) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条で示される建築物		
	(イ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第 7 条で示される次に示す建築物		
		a 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	耐震改修促進法第 7 条第 1 号
		b 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）	耐震改修促進法第 7 条第 2 号
		c 大府市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、イに挙げる建築物であるものを除く。）	耐震改修促進法第 7 条第 3 号
イ 特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第 14 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）		
		a 多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号
		b 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 2 号
		c 愛知県耐震改修促進計画又は大府市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第 14 条第 3 号

ア　耐震診断義務付け対象建築物

特定建築物のうち、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者には、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けされました。

耐震診断義務付け対象建築物は次のとおりです。

（ア）要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物であり、その用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、表 11 のとおり定められています。

本市で該当する施設は、表 12 のとおりです。

表 11　要緊急安全確認大規模建築物対象要件

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物）

表 12　要緊急安全確認大規模建築物一覧

該当施設
大府市立共和西小学校
住友重機械工業株式会社名古屋製造所精機工場
株式会社豊田自動織機　長草工場　301 工場
株式会社豊田自動織機　長草工場　302 工場
株式会社豊田自動織機　長草工場　プレス工場

（イ）要安全確認計画記載建築物（耐震診断が義務付けられる建築物）

a. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物

災害時に公益上必要な建築物とは、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等として、都道府県耐震改修促進計画に記載されたものです。

b. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物とは、地震発生時において、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（都道府県が指定する路線）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものです。

県計画によると、愛知県が指定する路線は、図４のとおりです。本市では国道 23 号、国道 155 号が該当します。

図４　耐震診断義務付け路線図

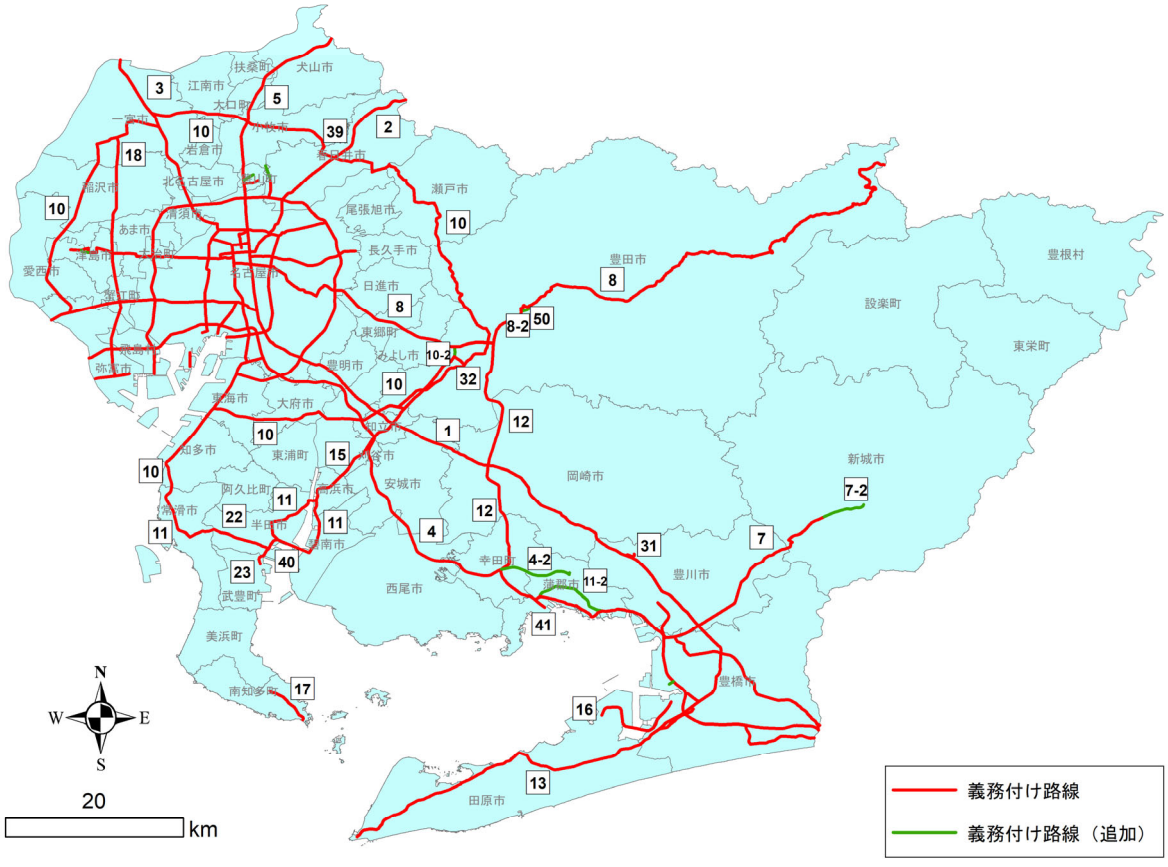

c. 大府市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物とは、地震発生時において、市町村耐震改修促進計画に記載された道路（市町村が指定する路線）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものです。

本市では、現在耐震改修促進法第 6 条第 3 項の指定がないことから、耐震診断義務付けの対象となる建築物はありません。

また、平成 30 年（2018 年）の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の塀の敷地に接する道路については、耐震診断義務付け道路と同一のものとします。

図５　通行障害の要件

道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。

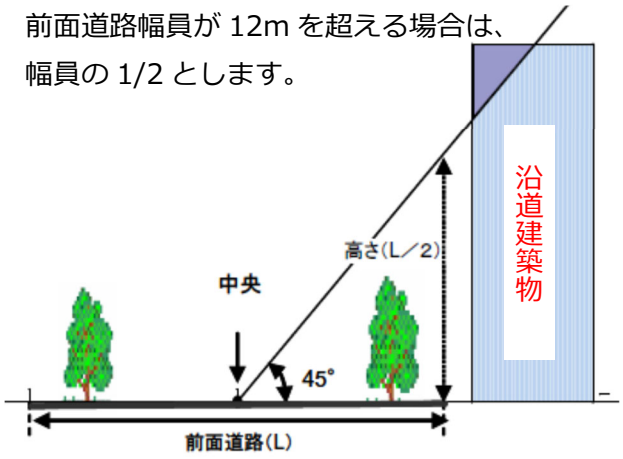

道路幅員 12m 以下の場合

前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。

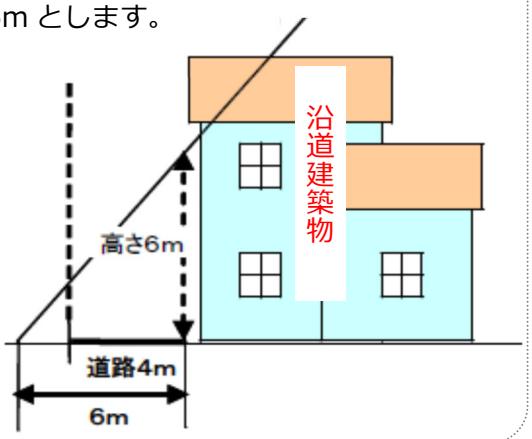

組積造の塀の場合

道路の中心からの距離の 1/2.5 の高さで、長さ 25mを超えるもの

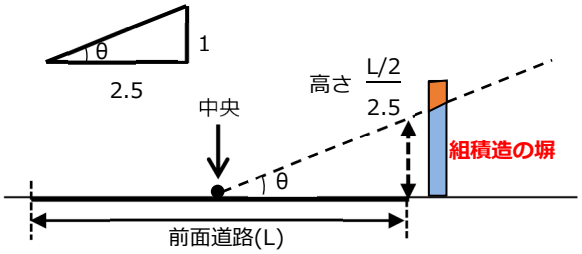

イ　特定既存耐震不適格建築物

（ア）多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、表 13 のとおりとします。

表 13　多数の者が利用する建築物対象要件

※1 法	政令第 6 条第 2 項	用途		規模
第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する施設		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上

※1　耐震改修促進法
※2　賃貸住宅は、「住宅」としても対象建築物に位置付けています。

（イ）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、表 14 のとおりとします。

表 14　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物対象要件

※1 法	政令第 7 条第 2 項	危険物の種類		数量
第 14 条第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）		
	第 3 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 トン
	第 4 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン※2
	第 6 号	可燃性ガス（第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く。）		2 万立方メートル
	第 7 号	圧縮ガス		20 万立方メートル
	第 8 号	液化ガス		2,000 トン
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 トン
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200 トン

※1　耐震改修促進法

※2　マッチトンは、マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 ㎜）で、7,200 個、約 120 ㎏。

（ウ）通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、次のとおりとします。

なお、要安全確認計画記載建築物は対象から除かれます。

a. 通行障害既存耐震不適格建築物

図 6 の対象道路の沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12mを超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

図 6　通行障害既存耐震不適格建築物対象要件

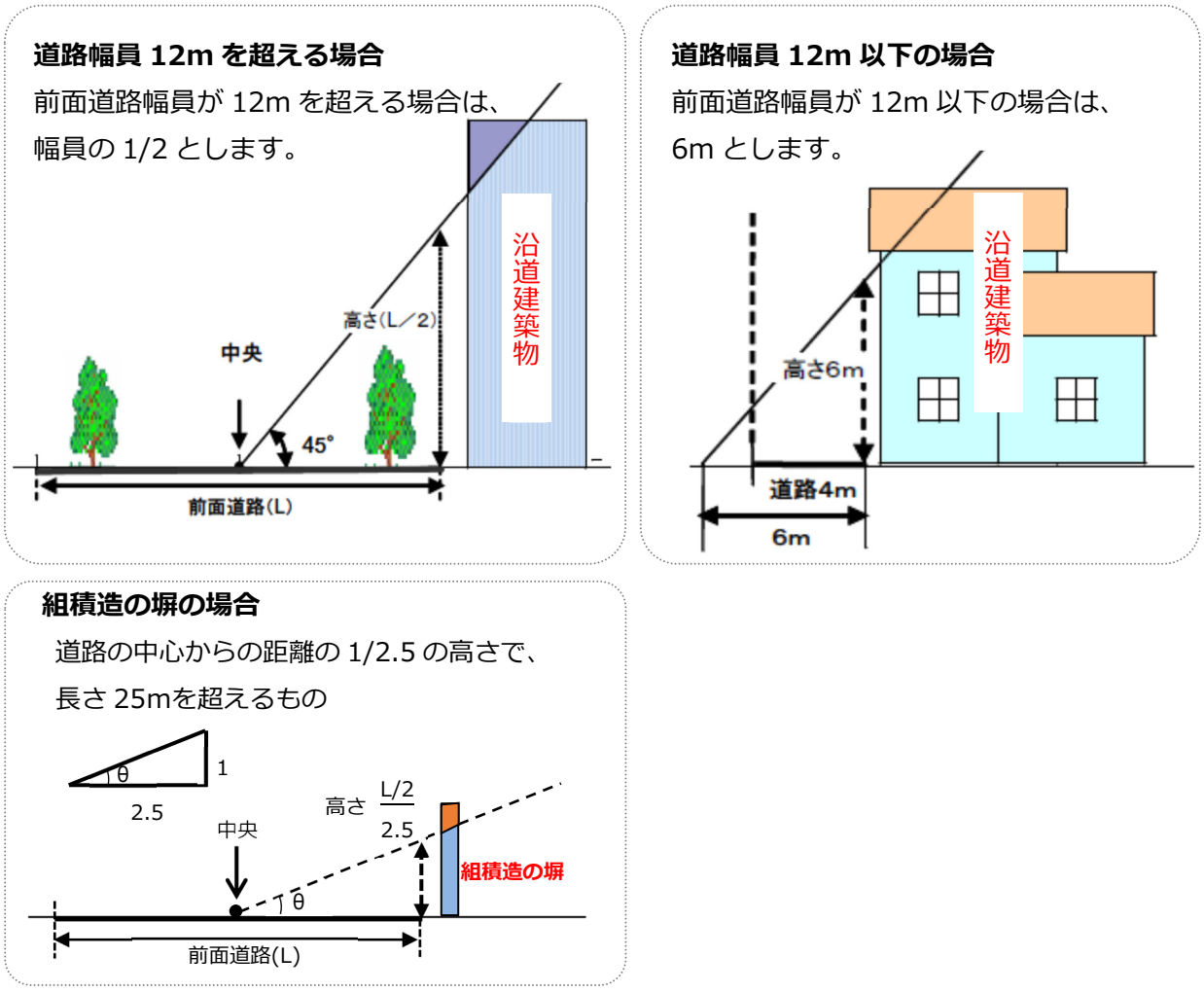

b. 対象道路

(a) 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第 1 次緊急輸送道路を基本に、次の観点から緊急かつ重点的に取り組む道路として、愛知県耐震改修促進計画で指定したもの。

①市町村の区域を越えて相当多数の者の円滑な避難等に必要な道路であること。

②地震発生後に、広域的かつ円滑な応急対策活動に必要な道路であること。

③接する建築物がない自動車専用道路については除く。

(b) 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める道路以外の道路

●第 1 次緊急輸送道路

（県指定の緊急輸送道路　県庁所在地、地方中心地及び重要港湾、空港などを連絡する道路）

●第 2 次緊急輸送道路

（県指定の緊急輸送道路　第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路）

(c) 耐震改修促進法第 6 条第 3 項の規定に基づき定める道路

「大府市地域防災計画」において指定する緊急輸送道路は、災害発生直後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的としています。

一方、避難路の指定はなく、災害時には各々で被害の少ない道路を利用して各地域の震火災避難広場へ避難することとなります。

避難時の幹線的な役割を果たす道路の通行を確保するために、本計画では、下記の緊急輸送道路（市指定）及び緊急輸送道路と震火災避難広場付近を結ぶ道路について、愛知県が指定する上記の第 1 次緊急輸送道路及び第 2 次緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化の状況を確認しながら、耐震改修促進法第 6 条第 3 項の指定について、今後検討します。

●緊急輸送道路

（市指定　災害発生直後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的とした道路）

●上記緊急輸送道路と震火災避難広場付近を結ぶ道路

図７　地震発生時に通行を確保すべき道路

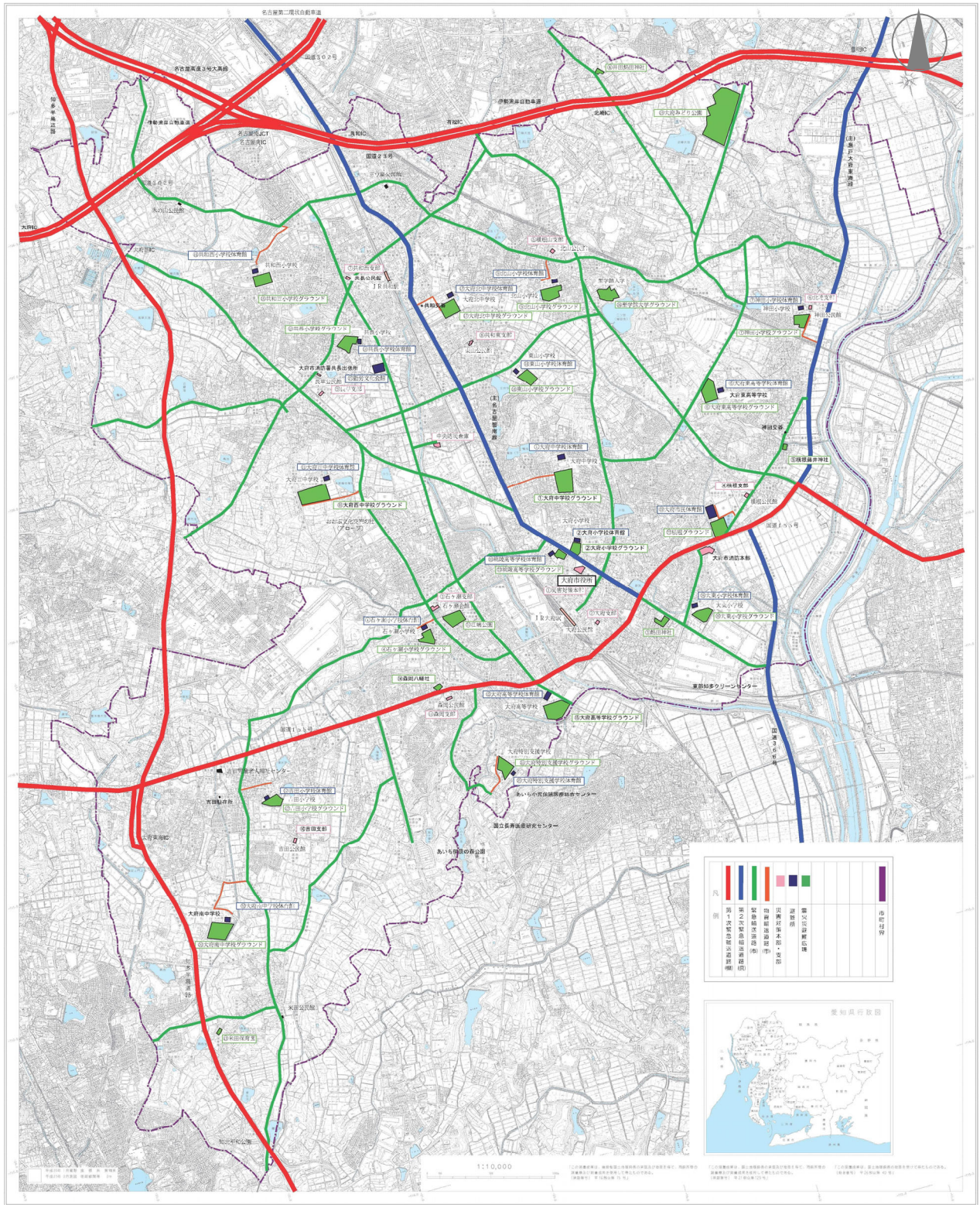

出典：大府市地域防災計画（令和元年度）

第３章　計画の方針

１　計画の方針

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を低減するために策定します。

当初、国が定めた「建築物の耐震化を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示）（以下、「国の基本方針」という。）」は、10 年後に、東海、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の 75%を、平成 27 年までに少なくとも 90%にすることを目標としていました。また、「愛知県建築物耐震改修促進計画」においても、平成 27 年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 90%にすることを目標としていました。

その後、国の「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、令和 2 年度までに耐震化率を 95%にすることが決定されました。また、平成 26 年、平成 27 年に一部改定された「愛知県建築物耐震改修促進計画 -あいち建築減災プラン 2020-」（平成 24 年 3 月策定）においても、令和 2 年度までに住宅の耐震化率を 95%、建築物の耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を 1/5 に削減することが目標とされています。

さらに、令和 2 年 5 月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」では、住宅について、これまでの目標の達成が困難であることを踏まえ、現在設定されている目標を 5 年間スライドさせ、「①令和 7 年までに耐震化率 95%、②令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」ことを目標に、特定既存耐震不適格建築物等については、「令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する」ことを目標とし、県計画も、同様の考え方で計画期間や住宅の耐震化の目標等の見直しが行われています。

本計画は、国や愛知県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針、本市において想定される地震の規模・被害状況等、市内の耐震化の現状や関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2　計画の目標

（1）住宅の耐震化の目標

住宅については、令和 12 年度までの耐震化の目標を、次のとおりとします。

令和　７年度までに住宅数全体の約９５％
令和１２年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、全ての住宅を対象に目標を定めます。

表 15　住宅の目標　（単位：戸）

分類	平成 19 年度		平成 27 年度		令和 2 年度		令和 7 年度		
								目　標	
	住宅戸数	耐震化率	住宅戸数	耐震化率	住宅戸数	耐震化率	住宅戸数（推計※1）①	耐震化率 ②	耐震性を有する住宅戸数の目標 ③＝①×②
木造住宅	14,310	58.5%	17,020	77.5%	18,910	85.8%	19,600	91.4%	17,910
非木造住宅	13,720	92.6%	15,190	96.4%	15,320	99.2%	15,880	99.5%	15,800
計	28,030	75.2%	32,210	86.4%	34,230	91.8%	35,480	95.0%	33,710

分類	耐震性を有する住宅戸数の目標			
	③	現況で耐震性のある住宅戸数 ④	施策を講じなくても耐震化される住宅戸数※2 ⑤	施策を要する住宅戸数 ⑥＝③－④－⑤
木造住宅	17,910	16,230	1,170	510
非木造住宅	15,800	15,200	590	10
計	33,710	31,430	1,760	520

※1　令和 7 年度の住宅数の推計方法
①令和 2 年度までの人口推移と総合計画の目標人口 10 万人より、令和 7 年度の住宅戸数を設定
②令和 2 年度の木造・非木造割合より按分

※2　施策を講じなくても耐震化される住宅戸数
①令和 2 年度から令和 7 年度までに増加する住宅戸数は、新耐震建築物であるため耐震性がある。　1,250
②平成 20 年と平成 30 年の住宅・土地統計調査（大府市データ）より、滅失される割合を算出し、滅失住宅戸数を推計。（滅失住宅は、建替え、新築に置き換える。）　300
③平成 30 年の住宅・土地統計調査（大府市データ）より、自動的に耐震改修を行い、耐震化される割合を算出し、その住宅戸数を推計。　210

図８　住宅の耐震化の目標（イメージ）

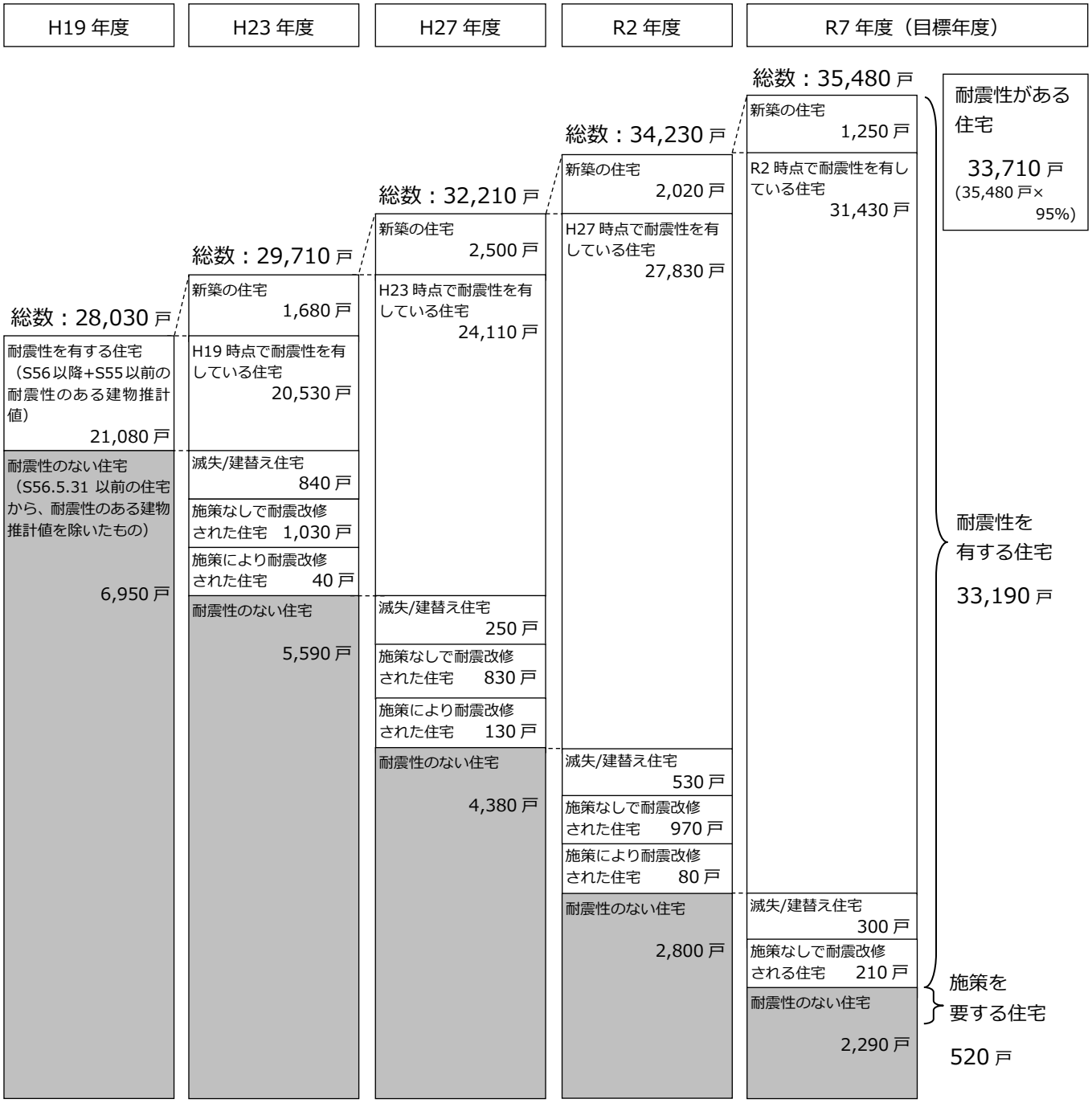

令和 7 年度における目標値：

住宅　35,480　戸（推計値）×95%＝　33,710　戸　の耐震化を目標とします。

このため、令和 7 年度で耐震性を有する住宅推計値　33,190　戸との差分　520　戸　について、各種施策等の取組によって耐震化を促進します。

※　令和 2 年度までの戸数の算定は、既計画における設定値及び実績値を使用。令和 2 年度以降の戸数の算定は、平成 30 年の住宅・土地統計調査（愛知県データ、大府市データ）等を基に設定値を更新し推計。

（２）建築物の耐震化の目標

（ア）　要緊急安全確認大規模建築物

該当する建築物は、全て耐震性があります。

（イ）　要安全確認計画記載建築物【愛知県方針】

a. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物

b. 愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

a、b ともに、該当する建築物は、全て耐震性があります。

令和 3 年（2021 年）3 月に追加される要安全確認計画記載建築物については、別途、目標期限を設定します。

（３）住宅・建築物の減災化の目標

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

・大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。

・建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、市民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、建築物の減災化対策に取り組みます。

第４章　耐震化及び減災化の促進を図るための取組

１　耐震化及び減災化に向けた役割

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化及び減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化及び減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図９　国・愛知県・大府市・所有者等の役割分担

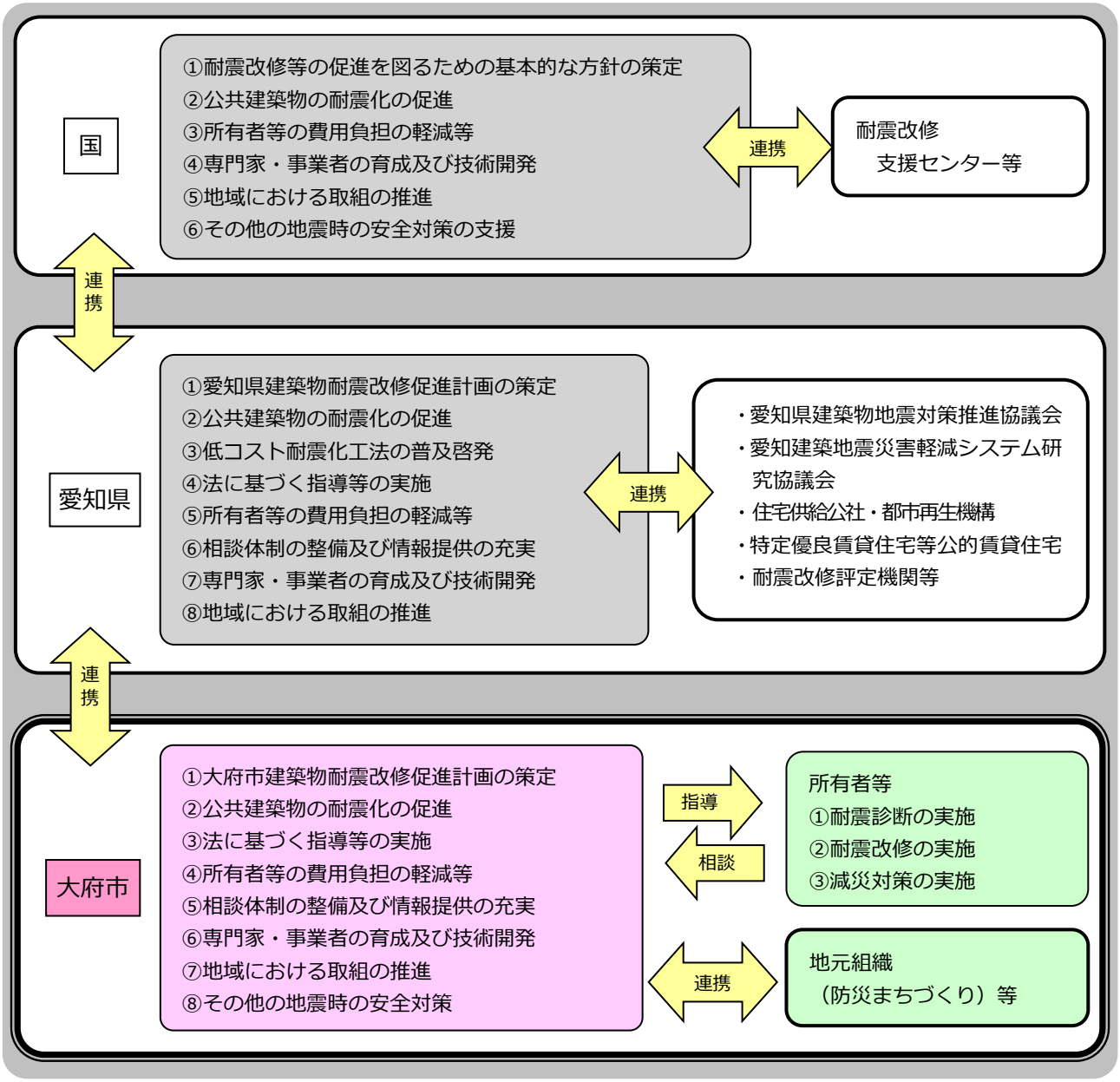

2　住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化を推進するためには、まず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため愛知県においては､木造住宅の無料耐震診断事業が始められた平成 14 年度から、愛知県と市町村が協力し、「市広報でのＰＲ」「啓発資料の全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「訪問ＰＲ」「ポスティングＰＲ」「回覧板ＰＲ」「防災訓練・講演会等イベントでのＰＲ」「町内会・自主防災会での説明」など啓発活動を推進してきました。

このように愛知県と市町村が協力し、耐震診断・耐震改修、除却の補助を行い、耐震化率は上がってきているものの、「あいち建築減災プラン 2025」の目標値（住宅の耐震化 95%（令和 2 年））に達しない状況にあります。

このため、本市では次の施策に取り組み、住宅の耐震化を促進します。

（１）耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本市では、平成 14 年度から、民間木造住宅の無料耐震診断と耐震改修補助制度により、木造住宅の耐震診断と耐震改修を支援してきました。これは、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の着工）による木造住宅に限ったものでした。

また、平成 20 年度からは、非木造についても新たな対象として補助等を行い、住宅の耐震化の促進に努めています。

さらに、住宅の所有者には高齢者が多く、改修が進まない傾向が強いため、平成 21 年度から高齢者等に対し耐震改修費の上乗せ補助を実施してきました。また、耐震改修事業者と連携して耐震改修を進めていく「あいち耐震改修Ｎ倍プロジェクト」に参加しています。今後も、国や愛知県と連携を図り、その他の対策についても検討する必要があります。

（２）住宅に係る耐震改修促進税制等

国の基本方針の目標実現に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。本市では愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

（３）建替え支援

愛知県では、平成 29 年に旧耐震基準で建てられた住宅の建替えに際しての戸建住宅除却に対して、補助制度を創設して、耐震基準を満たす住宅への建替えを促進しています。本市においても国や愛知県と連携して、建替え支援を検討する必要があります。

（４）耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は、建築物の耐震化施策の中でも特に重要であることから、旧耐震基準で建設された木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに普及・啓発に努める必要があります。

この周知を徹底するため、個別に漏れなく案内する「耐震診断ローラー作戦」を、愛知県と連携し、引き続き推進します。実施方法については、これまでの他市町での事例の成果を踏まえつつ、民間事業者の活用や自治区との協働方法を検討するなど、さらに効率的・効果的な実施に努めます。特に、旧耐震基準で建設された住宅が密集する地域等を中心に、耐震診断ローラー作戦を優先的に実施するためのアクションプログラムに基づき、一層の耐震化促進を図ります。

（５）県住宅供給公社による改修促進支援

ア　住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、愛知県内にある特定優良賃貸住宅制度を活用して、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、愛知県住宅供給公社を通じて特定優良賃貸住宅や公的賃貸住宅を仮住居としての活用を図っており、本市は、所有者に対して情報提供を行います。

イ　耐震診断・耐震改修の支援

愛知県住宅供給公社は、管理者(所有者)からの委託を受けて、住宅や共同住宅等の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

3　建築物の耐震化の促進

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の新設等を検討します。

補助・助成制度の拡充については、特に災害時に重要な施設は平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められているため、緊急性の高い施設から優先的に耐震化を進める必要があります。このため、大府市地域防災計画に掲載された避難所、救急病院・救急診療所等の耐震診断費補助を検討します。また、本計画に定める緊急輸送道路等沿道の建築物について、耐震診断費補助及び耐震改修費補助の拡充を検討します。

また、国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、事業者が事務所やホテル等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震改修工事を行った場合の所得税・法人税の特例措置が「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」として創設され、事業用建築物の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。本市は愛知県と協力し、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化の促進を図ります。

（１）耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

ア　要緊急安全確認大規模建築物

民間の要緊急安全確認大規模建築物について、建築物の耐震診断費補助事業制度により耐震化の促進を図ります。また、耐震改修に対する支援について、耐震化の促進を図るため、愛知県と協力し支援制度を検討します。

また、耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、耐震改修した場合の所得税・法人税の特別償却、固定資産税の減額という特別措置があることの情報提供をし、耐震化の促進を図ります。

イ　要安全確認計画記載建築物

民間の要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修に対する支援について、耐震化の促進を図るため、愛知県と協力し支援制度を検討します。

また、耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、耐震改修した場合の所得税・法人税の特別償却、固定資産税の減額という特別措置があることの情報提供をし、耐震化の促進を図ります。

ウ　特定既存耐震不適格建築物

民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の支援について、耐震化の促進を図るため、愛知県と協力し支援制度を検討します。

このほか、目標の達成のために必要な補助・助成制度について、今後さらに検討します。

4　減災化の促進

（1）住宅の減災化

ア　段階的耐震改修の促進

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の評点を 1.0 以上にする改修が困難なことがあげられます。また、これまでの傾向として、耐震診断の評点の悪いものほど耐震改修がされていないことが危惧されています。一方、評点が 0.7 以上の耐震改修を行えば、必要な耐震性能は満たされていないものの、全壊率が軽減されることが分かってきました。

こうしたことから、一度に評点を 1.0 以上の耐震改修が困難な建築物については、耐震改修工事を 1 段階目に 0.7 以上、2 段階目に評点 1.0 以上にするような段階的な耐震改修を促進し、減災化に努めます。

イ　耐震シェルターの設置

地震対策は、建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用の面でそれが難しい場合もあります。そのため、近年は、建築物が倒壊しても生存できる空間を確保することで命を守ることができる減災対策に取り組みます。建築物の寝室等の個室を補強する耐震シェルターの設置に対して支援・補助を行い、減災化を促進します。

ウ　家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットや市公式ウェブサイトを活用して市民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取組を推進します。

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯向けに家具の転倒防止器具の取り付けを行っており、引き続き家具の安全対策を進めます。

また、特に災害時要援護者に係る住宅については、愛知県や関係団体と協力して家具の転倒防止器具の取り付けを支援するなど、引き続き家具の安全対策を進めます。

（2）建築物の減災化

ア　非構造部材の落下防止対策

東日本大震災や熊本地震では、天井の脱落、窓ガラスの破損や内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多くありました。窓ガラス、看板、瓦や建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者、通行人や建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、これらの危険性をパンフレットや市公式ウェブサイトで市民に周知するとともに、必要に応じて所有者に改善の指導を行います。

イ　エレベーター及びエスカレーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。また、東日本大震災では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されており、平成 26 年 4 月施行の建築基準法施行令の改正では、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、愛知県や関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

5　耐震化・減災化に向けた環境整備

（1）愛知県建築物地震対策推進協議会の取組の拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

今後、推進協議会を拡充させ、耐震化促進体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や専門家の育成等を一層推進します。

ア　パンフレット・市公式ウェブサイト等による情報提供

推進協議会では、木造住宅の無料耐震診断の周知リーフレットや耐震化を呼びかけるパンフレットを配布するとともに、住宅・建築物の耐震化に関する情報を市公式ウェブサイトにより提供しています。

今後、さらに耐震化についての啓発・普及を図ることとします。

イ　関連技術者等の資質の向上

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に施工されるよう、「木造住宅耐震改修マニュアル」を作成するとともに、このマニュアル等を教材として「木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を実施し、関連技術者等の資質の向上を図っています。

また、推進協議会では、大工・工務店を対象に実務面での知識、手法について、学識者や技術者を講師として勉強会を実施し、スキルアップを支援します。

（2）耐震化アドバイザー養成講座の実施

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会では、耐震化に関する専門的な知識を得るための講義やグループワークを行い、地域において住宅の耐震化に関する専門的なアドバイスを行う人材を養成する「耐震化アドバイザー養成講座」を実施し、本講座を修了した方には「耐震化アドバイザー」として、それぞれの地域で、住宅の耐震化に関する活動を担っていただくこととしています。

本市では、愛知県と協力し、これらの取組を積極的に活用していくこととします。

（3）愛知県との連携

本市は、平成 19 年 4 月から、これまで愛知県が行っていた建築確認・検査、耐震改修計画の認定等の事務の一部を限定特定行政庁として取り扱うことになりました。このため、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に該当する建築物に対して必要に応じて耐震改修促進のための

指導等を実施します。その他の建築物に対しては、愛知県が指導等を実施します。

指導等の際には、一部の者が市の内外にわたり複数の特定既存耐震不適格建築物を所有する場合などもあることから、関連する所管行政庁等と連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。このため、本市は、愛知県との連絡・協議体制のもとで連携して指導等を行います。

（４）公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれます。

このため、本市は、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進するものとします。

（５）耐震化・減災化を促進するための普及・啓発

ア　広報紙、回覧板、市公式ウェブサイト等による広報活動

「広報おおぶ」、回覧板や市公式ウェブサイト等、市民の目に触れやすい媒体を利用して、耐震診断、耐震改修についての広報活動を継続的に展開します。

イ　地震防災マップによる情報提供

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（防災マップ）を更新し、市民に情報提供を行います。

ウ　低コスト耐震化工法の普及

本市では愛知県と連携し、住宅の耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は、改修費補助を受けても所有者等の自己負担は 100 万円を超えている状況です。

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

そのなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅、共同住宅や学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。

この協議会の活動として、安価な耐震改修工法の開発や新工法の評価を進め、「低コスト耐震補強の手引き」を作成するなど、安全性を確保した上での耐震改修工事の低コスト化が

図られるよう取組を進めています。

本市では、愛知県と協力し、これらの取組を積極的に活用していくものとします。

エ　特定既存耐震不適格建築物の啓発

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性について啓発を行うとともに、国や県の耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度を紹介し、耐震化の促進を図ります。

（６）大府市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、「大府市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。

本プログラムは、毎年度住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

（７）地域における耐震化の取組の促進

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊、出火や延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、自治区や自主防災組織の活動により耐震化を一層促進させることが重要であることから、地元組織活動を育成するとともに、支援します。

（８）耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市では、市役所の窓口において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

愛知県や関係団体と共同して、市内で開催される地震防災講演会等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

また、耐震診断員による耐震改修相談会を実施して、耐震改修に関する技術的な相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実します。

6　特定既存耐震不適格建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。一方、所管行政庁等は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うことになります。耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は、定期的に全ての特定建築物について調査し、必要に応じて指導、助言、指示、公表を行います。本市は、建築基準法による限定特定行政庁であり、特定建築物のうち建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に該当するものの所有者に対する指導等を行います。それ以外の建築物の所有者に対する指導等は、愛知県が行うことになります。

（1）指導等の対象建築物

指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、全ての特定既存耐震不適格建築物です。

指示、公表、勧告・命令の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用したり、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定されたもの）です。

表 16　指導等の対象建築物の用途及び規模

※法	政令第２条第２項	用途		※法第14条の所有者の努力義務及び法第 15 条第 1 項の指導・助言対象特定既存耐震不適格定建築物	※法第 15 条第 2 項の指示、公表及び勧告・命令対象特定既存耐震不適格建築物
第14条第1号	第１号	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数２以上かつ 500 ㎡以上	750 ㎡以上
	第２号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	1,500 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する施設		階数２以上かつ1,000㎡以上	2,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
	第３号	学校	第２号以外の学校	階数３以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			2,000 ㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			2,000 ㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		博物館、美術館、図書館			2,000 ㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			2,000 ㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
	第４号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ1,000㎡以上	2,000 ㎡以上
第14条第2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上
第14条第3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

※　耐震改修促進法

（２）指導等の実施について

ア　特定既存耐震不適格建築物等についての指導・助言

（ア）指導・助言

特定既存耐震不適格建築物の所有者に、特定既存耐震不適格建築物の基準を示し個別に周知するとともに、パンフレットの配布・市公式ウェブサイトによる情報発信等により、所有者に対して、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物に該当することを認知してもらう必要があります。その上で巡回等を行い、耐震化の進捗についてフォローアップし耐震診断・耐震改修を個別に指導します。

また、既存耐震不適格建築物とされた建築物のうち住宅や小規模建築物についても、防災まちづくり組織等が地域として取り組むよう支援します。

イ　地震に対する安全性の向上が特に必要な特定既存耐震不適格建築物についての指示、公表、勧告・命令

（ア）指示

耐震改修促進法第７条第２項に該当する特定既存耐震不適格建築物について、安全性に関しての報告及び立入り検査の結果を踏まえて、耐震診断の受診ついて指示を行います。また、耐震診断の受診結果、十分な耐震性が確保されていない建築物については耐震改修を行うよう指示を行います。指示の方法は、口頭により耐震診断・耐震改修の実施を指示しますが、さらに相当な期間の経過を経ても実施されない場合は、文書により指示をします。

（イ）公表

耐震診断や耐震改修を実施するよう指示している特定既存耐震不適格建築物について、重ねての指示にもかかわらず、「正当な理由」がなく、耐震診断や耐震改修の指示に従わないときは、「指示に従わない旨の公表」を行うことを通知し、公表することが妥当であると判断された場合は公表します。この場合、耐震診断や耐震改修の指示に従わない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、一定期間弁明の機会を付与します。「正当な理由」については、除却・機能廃止計画がある場合や耐震診断・耐震改修の実施計画を策定し計画的な改修が確実に行われる見込みのある場合等やむを得ないと認められる場合とし、その計画等を勘案し判断します。

公表の方法は、愛知県や市公式ウェブサイトに掲載する等を検討します。

図 10　公表の手順

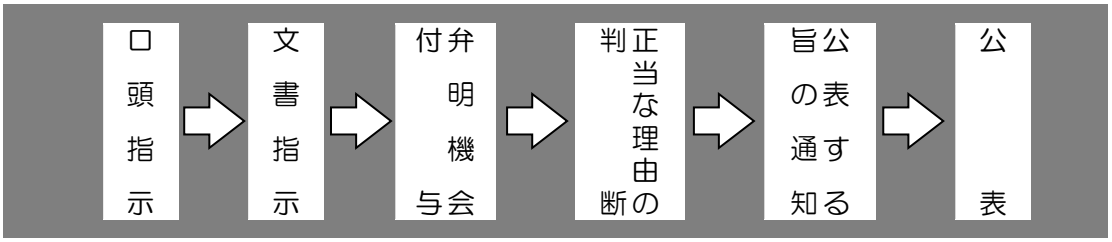

（ウ）勧告・命令

公表してもなお、耐震改修を行わない特定既存耐震不適格建築物のうち、倒壊の危険性が極めて高い特定既存耐震不適格建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを建築基準法第 10 条第 3 項に基づき命令します。また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる場合は、同条第 1 項及び第 2 項に基づき、勧告・命令を行います。

図 11　特定既存耐震不適格建築物の指導等のフロー

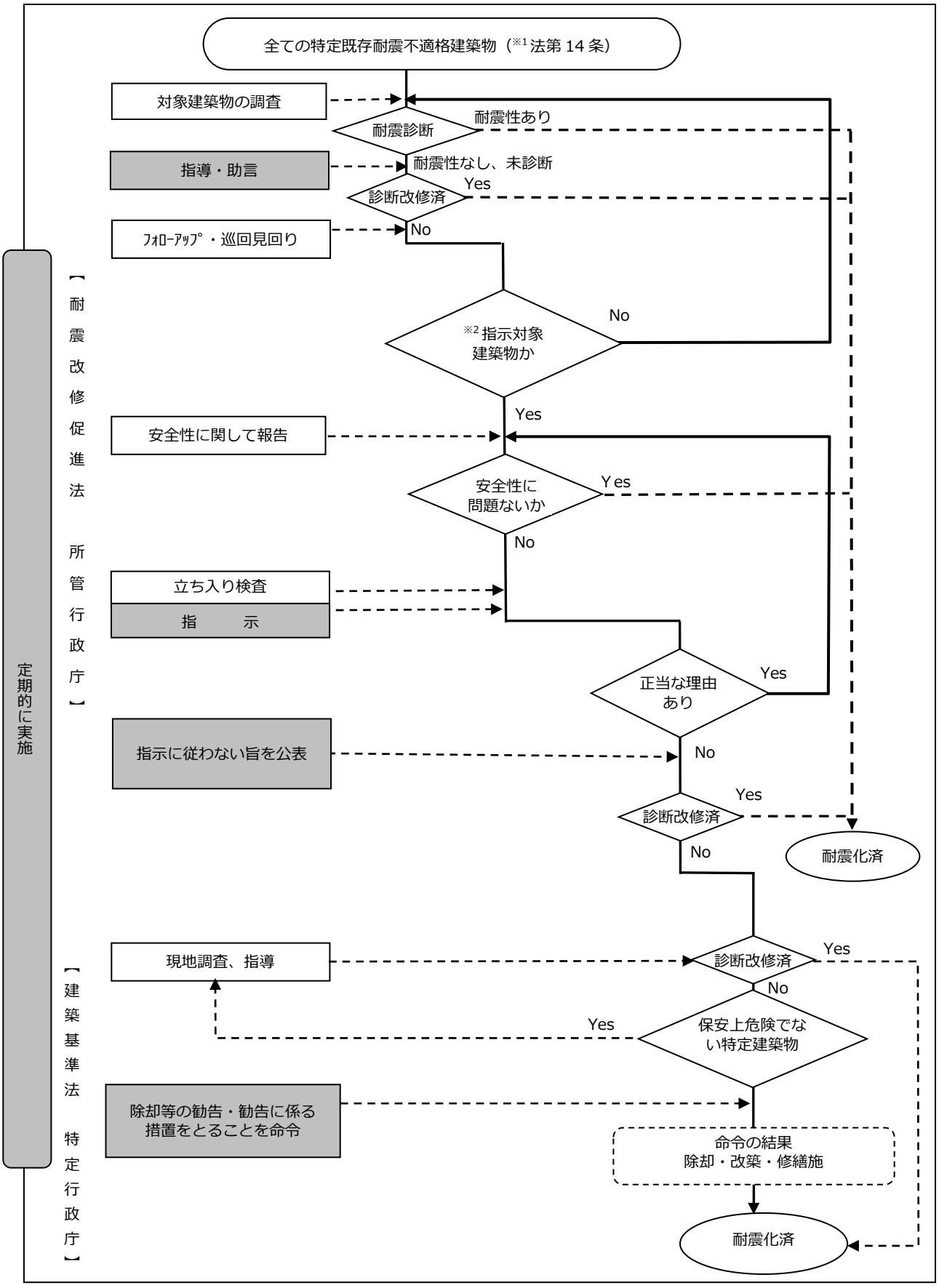

※1　耐震改修促進法
※2　指示対象建築物　法第 15 条第 2 項及び同施行令第 6 条に定める建築物

第５章　その他関連する施策等

1　市有建築物の耐震化

本市が所有する耐震性が確保されていない建築物については、平成 22 年度末をもって全施設の耐震化が図られました。

表 17　対象市有建築物一覧

名称		建築年（西暦）
【耐震化不要】		
大府体育センター	体育館	1979
大府市立大府保育園	園舎	1979
大府市立大府公民館		1980
大府市歴史民俗資料館		1980
大府市営殿ノ前住宅	1 号棟	1974
	2 号棟	1972
	3 号棟	1976
	4 号棟	1979
【耐震化済】		
大府市立石ヶ瀬小学校	校舎 1	1976
大府市立共和西小学校	校舎	1979
大府市立共長小学校	校舎	1961
大府市立吉田小学校	校舎	1961
大府市立大府小学校	校舎 1	1964
	校舎 2	1964
大府市立神田小学校	校舎 1	1968
大府市立北山小学校	校舎 1	1971
	校舎 2	1971
大府市立石ヶ瀬小学校	校舎 2	1976
	校舎 3	1976
大府市立大府中学校	校舎	1963
大府市立大府西中学校	校舎	1971
大府市立吉田保育園	園舎	1974
大府市営富士見住宅		1976
大府市営池之分住宅		1980

平成 23 年 10 月時点

2　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿線の通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成 31 年 3 月 31 日までに所管行政庁に報告することを義務付けされました。この耐震診断により耐震性がない特定既存耐震不適格建築物については、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行い、耐震化の促進を行います。

市指定緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物についても、愛知県の取組と連動して今後、耐震改修促進法第 6 条第 3 項の指定の検討及び耐震化の促進をします。

3　耐震改修の認定体制の整備

（1）耐震改修計画の認定

耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。

本市は、「限定特定行政庁」として愛知県と連携し、「建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号建築物に該当するもの」についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定の実施に努めます。

（2）建築物の地震に対する安全性に係る認定

耐震改修促進法第 22 条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに実施します。

なお、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないことと誤解されないように留意します。

（3）区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修促進法第 25 条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに実施します。

4　ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生、道路を閉塞することなどにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

こうしたことから本市では、地震被害を軽減するため、住宅や事業所等から大府市地域防災計画第 3 編第 12 章に基づき開放される指定避難所や指定避難場所等へ至る経路について、ブロック塀等の倒壊による被害を防止する対策を推進します。該当するブロック塀等の除却費等に対し補助金を交付します。また、緑化を推進し環境保護を図ることもできることから、生垣設置を促進するための補助制度（都市緑化推進事業補助金制度）についても行っています。

5　建築物の敷地の安全対策

谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした造成宅地においては、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべり的変動を生ずるなど、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による災害が考えられます。

本市でも宅地の造成が行われており、大規模な地震が発生した場合に災害が発生するおそれがあります。このような災害を軽減するため調査を行い、市民への宅地災害に関する情報提供や宅地耐震化の対策を検討します。

また、本市は、平成 20 年度から宅地造成等規制に関する事務の移譲を受けており、宅地の安全性を確保するため適切な指導等を行います。

6　自治区が管理する集会施設の耐震化

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物以外にも、自治区が管理する小規模な集会施設等は、多くの市民が利用することから耐震化を積極的に進める必要があります。

本市では、独自に「大府市自治会等集会施設建築事業補助金制度」を実施しており、今後も集会施設等の耐震化を促進します。

第６章　計画達成に向けて

１　取組・施策等の進捗状況のフォローアップ

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基にするとともに、住宅・土地統計調査及び課税台帳も参考に進捗状況の確認を行います。

要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物などの耐震診断義務付け対象建築物については、特に耐震化の重要性が高い建築物であることから、新たに追加される場合には、優先的に耐震化を促進します。

多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物や通行障害建築物などの特定既存耐震不適格建築物については、特定既存耐震不適格建築物台帳等により現状を把握し、進捗状況を確認しながら、解消に向けて指導・助言を行います。

２　計画の見直し

愛知県においては、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。本市においても、「愛知県建築物耐震改修促進計画」の見直し時期に合わせて、本計画の見直しを必要に応じて行います。

参 考　耐震化の進捗状況

1　令和２年度における住宅の耐震化の状況

表 18　耐震性のある住宅の割合　（単位:戸）

分類		新耐震住宅（耐震性あり）①	旧耐震住宅			耐震性のある住宅 ①＋②	
				耐震性あり②※1			
	年度	住宅戸数	住宅戸数	住宅戸数	耐震化率	住宅戸数	耐震化率
木造	H19	7,450	6,860	920	13.4%	8,370	58.5%
	H23	8,830	6,500	1,710	26.3%	10,540	68.8%
	H27	10,770	6,250	2,420	38.7%	13,190	77.5%
	R 2	**13,070**	**5,840**	**3,160**	**54.1%**	**16,230**	**85.8%**
非木造	H19	9,530	4,190	3,180	76.0%	12,710	92.6%
	H23	10,050	4,340	3,530	81.3%	13,580	94.4%
	H27	11,010	4,180	3,630	86.8%	14,640	96.4%
	R 2	**11,900**	**3,420**	**3,300**	**96.5%**	**15,200**	**99.2%**
計	H19	16,980	11,050	4,100	37.1%	21,080	75.2%
	H23	18,880	10,830	5,240	48.4%	24,110	81.2%
	H27	21,780	10,430	6,050	58.0%	27,830	86.4%
	R 2	**24,970**	**9,260**	**6,460**	**69.8%**	**31,430**	**91.8%**
	H19	28,030					
	H23	29,710					
	H27	32,210					
	R 2	**34,230**					

※1　住宅数の集計について
　上記住宅数は、令和２年１月現在の課税台帳のデータを基本に集計した。課税台帳は、課税の対象となる個々の建築物について計上されているため、用途や地番等から集計を行い、可能な限り戸単位に変換して以下のように集計した。
・用途が、土蔵、物置等付属屋は集計から除く。
・戸建て住宅等で１敷地にいくつかの課税対象建築物がある場合、年次は建築年次が最古のものとした。
・賃貸共同住宅については、国勢調査の建て方別世帯数をもとに、1 世帯あたりの住戸面積を算出し、逆算して住戸数を算出した。

※2　旧耐震建築物の耐震性あり住宅戸数について
・本市の耐震診断実績や国の推計値等を基に、耐震性を有する住宅戸数を推計した。

表 19　旧耐震木造住宅の耐震状況（本市における耐震診断による耐震性の状況より）

		H14～18 年度実績	
		実施数（件）	割合（%）
実施数		776	100
総合判定	0.7 未満(倒壊又は大破壊の危険性あり)	419	54.0
	0.7 以上 1.0 未満(やや危険)	253	32.6
	1.0 以上 1.5 未満(一応安全)	95	12.2
	1.5 以上(安全)	9	1.2
総合判定 1.0 以上(一応安全～安全)小計＝耐震性があると判断		104	13.4

2　令和２年度における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

表 20　耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分類		年度	公共建築物	うち市有建築物	民間建築物	合計
b 新耐震建築物		H19	32	9	122	154
旧耐震建築物		H19	35	25	95	130
	c 耐震性あり	H19	15	12	3	18
		H23	27	24	46	73
		H27	34	24	63	97
		R 2	**34**	**24**	**65**	**99**
	d 耐震性なし	H19	20	13	92	112
		H23	7	0	45	52
		H27	0	0	17	17
		R 2	**0**	**0**	**10**	**10**
	e 滅失	H19	0	0	0	0
		H23	1	1	4	5
		H27	1	1	11	12
		R 2	**1**	**1**	**13**	**14**
	f 建替え	H19	0	0	0	0
		H23	0	0	0	0
		H27	0	0	0	0
		R 2	**0**	**0**	**3**	**3**
	g 対象外	H19	0	0	0	0
		H23	0	0	0	0
		H27	0	0	4	4
		R 2	**0**	**0**	**4**	**4**
a 合計		H19	67	34	217	284
耐震化率 ((b+c+e+f+g)/a)		H19	70.1%	61.8%	57.6%	60.6%
		H23	89.6%	100%	79.3%	81.7%
		H27	100%	100%	92.2%	94.0%
		R 2	**100%**	**100%**	**95.4%**	**96.5%**

3　令和２年度における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

表 21　耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（単位：棟）

分類		年度	危険物貯留・処理施設
b 新耐震建築物		H19	26
		H23	30
		H27	30
		R 2	**30**
旧耐震建築物		H19	39
		H23	30
		H27	29
		R 2	**28**
	c 耐震性あり	H19	―
		H23	2
		H27	2
		R 2	**3**
	d 耐震性なし	H19	―
		H23	28
		H27	27
		R 2	**25**
a 合計		H19	65
		H23	60
		H27	59
		R 2	**58**
耐震化率((b+c)/a)		H19	―
		H23	53.3%
		H27	54.2%
		R 2	**56.9%**

4　令和２年度における地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

表 22　耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する用途の建築物数　（単位：棟）

分類	年度	対象建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物
第１次･２次緊急輸送道路沿道(県指定)	H19	63	39	24
	H23	60	39	21
	H27	51	39	12
	R 2	**49**	**39**	**10**

※　新耐震建築物は、当初計画時（平成 19 年度）の値

表 23　市指定の緊急輸送道路等沿道の建築物　（単位：棟）

分類	年度	対象建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物
市指定緊急輸送道路等沿道	H19	412	248	164
	H23	403	248	155
	H27	371	248	123
	R 2	**353**	**248**	**105**

※　新耐震建築物は、当初計画時（平成 19 年度）の値

大府市建築物耐震改修促進計画

初　　版　平成 20 年 3 月
改　訂　版　平成 24 年 3 月
一 部 改 訂　平成 28 年 3 月
一 部 改 訂　平成 29 年 3 月
一 部 改 訂　平成 30 年 8 月
一 部 改 訂　平成 30 年 3 月
改　訂　版　令和　3 年 3 月

第 2 次大府市建築物耐震改修促進計画

発　行
愛知県大府市
〒474-8701　愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
TEL　0562-47-2111（代表）
https://www.city.obu.aichi.jp/
編　集
大府市 建設部 建築住宅課